

事 務 連 絡
令和3年10月5日(火)

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について

介護保険最新情報 Vol.1009「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について(周知)」(令和3年9月22日)で示された通り、令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、下記の条件に該当する場合には、江戸川区が指定したケアプランについて、江戸川区に届け出ていただくこととなりました。

条件に該当するケアプランの抽出については、東京都国民健康保険団体連合会から提供される給付実績を基に江戸川区が行いますが、給付実績が送付されるのは、令和4年2月以降となる見込みとのことで、今後調整が図られる予定です。

つきましては、ケアプランの届出に関する手続等の詳細が決まりましたら、介護保険のページやケア倶楽部で改めて周知をさせていただきますので、ご承知おきください。

なお、この仕組みは、サービスの利用制限を目的とするものではないことを申し添えます。

<居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証(抽出条件)>

- 区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプラン

<高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検(抽出条件)>

- 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合等
(具体的な抽出条件は今後江戸川区で設定する予定です)

【担当】

江戸川区福祉部介護保険課指導係
電話：03-5662-0892